

2021年4月1日制定

一般社団法人日本フライングディスク協会 公益通報窓口利用の手引き

公益通報について

- 公益通報とは、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下、「当協会」）に係る個人及び登録または加盟する団体による、**当協会定款や規程に違反する行為に関する通報や相談**をいいます。
- 公益通報の対象となる行為（以下、「通報対象行為」）とは、当協会の懲罰規程第3条に定められている以下のような行為を指します。

懲罰規程

第3条（違反行為）

懲罰の対象となる行為（以下「違反行為」という。）は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、暴力行為等に該当する行為
- (2) 競技会等の円滑な運営を妨害する行為
- (3) 補助金、償還金等の不正な受給、使用、その他不正経理に関与する行為
- (4) 反社会的勢力と関係を有すること
- (5) 法令や当協会の規程等に違反する行為
- (6) 当協会の名誉を毀損させる行為
- (7) 職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束する行為
- (8) 方法の如何、直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与する行為
- (9) 正当な理由なく、当協会の指示命令に従わない行為
- (10) 上記各号に準ずる行為

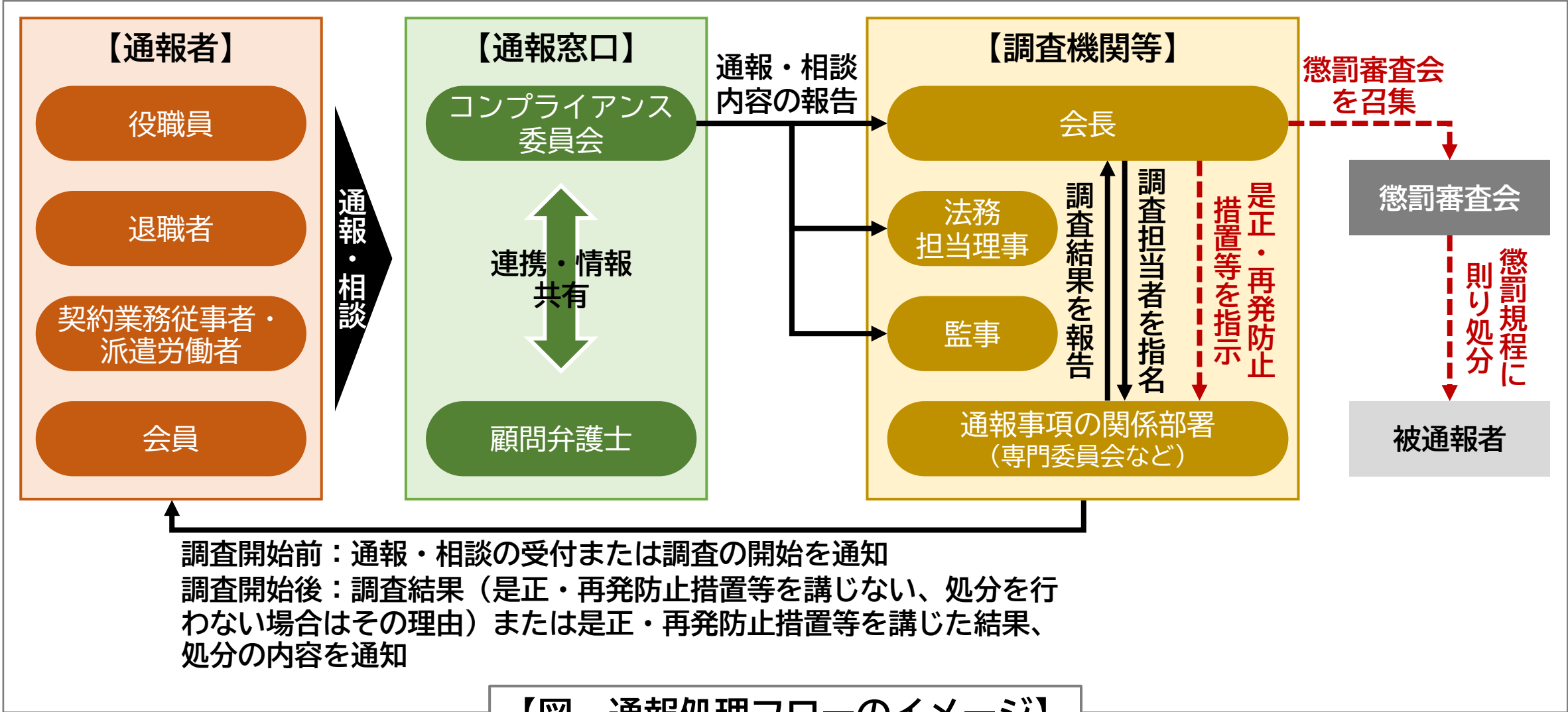
公益通報窓口について

- 公益通報窓口とは、公益通報を受け付けるために当協会が設置する組織をいいます。
- 公益通報窓口は、通報処理の仕組みや通報者が見聞した行為が通報対象行為に該当するか否かに関する相談にも応じます。
- 公益通報窓口は、コンプライアンス委員会に所属する以下3名の担当者によって運営されており、必要に応じて当協会の顧問弁護士と連携しながら通報や相談に対応します。
 - 角田信彦 コンプライアンス委員会
 - 森山真稔 コンプライアンス委員会
 - 弓田恵里香 女性委員会・コンプライアンス委員会 兼務

通報処理フローについて

- 通報者から寄せられた通報は、公益通報窓口が受け付けます。
- 通報の内容が通報対象行為に該当すると判断された場合は、当協会会長を筆頭者とした調査機関によって調査が行われます。
 - 通報者は、**調査への協力を求められた場合には必ず協力**しなければならず、また、**調査を妨害するような行為は当協会が定める公益通報規程によって禁止**されています。
- 調査の結果、通報対象行為が事実であることが明らかとなった場合、懲罰規程の定めに従い、被通報者に対して処分が科されます。
 - 被通報者が当協会内の個人または組織である場合、是正・再発防止措置等を講じます。
- 調査結果（是正・再発防止措置等を講じない、処分を行わない場合はその理由）または是正・再発防止措置等を講じた結果、処分の内容は、通報者に開示されます。
- 詳しくは次ページの【図 通報処理フローのイメージ】をご参照ください。

通報処理フローについて



【図 通報処理フローのイメージ】

公益通報窓口の利用方法について

- 公益通報窓口を利用する際には、所定の「公益通報窓口利用届」（以下、「窓口利用届」）を当協会WEBサイトよりダウンロードの上、電子メールまたは郵送にてご提出ください。
- 窓口利用届を提出する際には、**利用目的（「通報」or「相談」）を必ず明記**してください。
 - 利用目的が「通報」である場合：通報内容に関する調査を円滑に行うため、**匿名での利用は不可**となっています。
 - 利用目的が「相談」である場合：匿名でも利用できますが、連絡先は必ず明記してください。なお、相談の結果を受けて改めて通報を行う際には匿名での利用はできません。
 - 記入漏れがある場合、窓口利用届を受け付けることはできません。
- 電子メールでの窓口利用届の提出先は以下のとおりです。なお、このメールアドレスに届いたメールは、**公益通報窓口担当者のみが閲覧可能**となっています。
 - 公益通報窓口専用メールアドレス：whistleblowing.jfda@gmail.com
- 郵送での窓口利用届の提出先は以下のとおりです。**厳封の上、宛先に必ず「公益通報窓口」と記入**してください。
 - 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階 901号室 一般社団法人日本フライングディスク協会 **公益通報窓口**

公益通報窓口利用時の女性委員会による支援について

- 公益通報窓口を利用する際に、女性委員会による支援を受けることができます。
- 女性委員会は、通報者の支援者として、窓口利用届の記入や提出、通報内容に関する調査への協力を支援します。
- 女性委員会による支援を希望される場合は、窓口利用届提出前に、以下の女性委員会連絡先までご連絡ください。
 - 女性委員会メールアドレス：women@jfda.or.jp